告　示

埼玉県告示第七百四十三号

令和八年十月二日付け埼玉県告示第六百七十五号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	期日及び時間	場所
一	入間	入間市	「都市再開発の方針」	令和八年十一月六日午前十時から	入間市産業文化センターＢ棟二階研修室

24360aae8780be4abb072c2dd54eb5a9